



約款

第1条 (約款の適用)

このホスティングサービス約款 (以下、「本約款」という) は、株式会社イエスウィキャン (以下、「当社」という) が提供するホスティングサービス『YFMcloud』 (以下、「本サービス」という) に適用されます。

第2条 (サービスの内容)

1. 本サービスは、当社が提供するサーバーへ利用者が接続して利用する Claris FileMakerに特化したクラウドサービスです。
2. 以下のサービスのご利用が可能です。また下記以外のサービスはオプションで追加していただくか、もしくはご利用自体ができません。
 - ① Claris FileMaker Proを利用してのファイルのアップロード
 - ② Claris FileMaker Server Admin Consoleの利用 (※一部機能を除く)
 - ③ Claris FileMaker Server にホストした Claris FileMaker ファイルの利用 (※一部機能を除く)
 - ④ FTPSを利用しての Claris FileMaker 関連フォルダ (データベース、バックアップ等) へのアクセス
 - ⑤ 当社指定のサービス、アプリケーションを使用したVPN通信
 - ⑥ 当社指定の機器 (以下、「レンタル機器」という) を使用したVPN通信

第3条 (利用申し込み)

1. 本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上所定の申込書を当社へ提出し、当社が受理することによって申し込んだものとし、ます。
2. 前項の申し込みを行うことによって、本サービス利用申込者 (以下、「お客様」という) は、本約款の条項に拘束されることに承諾されたものとし、ます。
3. バージョンアップサポートのオプションサービスについては、1年単位でお申込みいただきます。また、当該満了日の30日前までにお客様から解約のお申し出が無い限り、1年を単位に自動更新されます。
4. 拠点間VPNのオプションサービスにおいては、当社指定のレンタル機器を提供いたします。レンタル機器の使用期限は、本サービスもしくは拠点間VPNオプションが解約されるまで、レンタル機器の使用が継続されるものとし、ます。
5. お客様は、本サービスを利用する全ての者に対し、本約款の内容を遵守させるものとし、ます。万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社はサービスの提供を停止し契約を解除できるものとし、ます。

第4条 (利用料金)

1. 本サービスは通信量を含む定額制の商品です。規定以上のデータ転送量が発生する場合は、別途料金をご請求させていただきます。
2. オプション「大阪バックアップ」は通信量を含む定額制の商品です。規定以上のデータ転送量が発生する場合は、別途料金をご請求させていただきます。
3. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、利用するインターネット回線、固定IP、LANケーブル、ネットワーク機器の設定等は、別途お客様が用意するものとし、発生する費用は全てお客様が負担するものとし、ます。
4. 本サービスは、為替レートの影響を受ける商品であるため、為替レートの変動に伴い料金の改定をさせていただきます場合があります。

第5条 (利用料金のお支払方法)

1. お客様は、本サービスの利用対価として、利用料金を当社に支払うものとし、ます。
2. 利用料金のお支払いは、利用月の翌月4日にお客様ご指定の口座より引落いたします。指定日にご指定の口座より引落ができず、かつ、指定日以降10日以内に当社指定口座にお振込みいただけなかった場合は、サービスの提供を停止し契約を解除できるものとし、ます。※請求書を紙面で発行する場合は、1通ごとに別途発行手数料をご負担いただきます。
3. 利用開始日より30日間は無料試用期間となります。但し、無料試用期間中に解約した場合でも、初期費用 (ご利用プラン及びVPN) 及びSSL証明書の使用料 (独自ドメインの場合は1年間の使用料)、無料試用期間終了後の月額使用料 (※) を全額ご請求させていただきます。※解約手続きは30日前となっております。解約日が無料試用期間終了日以降になる場合は、無料試用期間終了日から解約日までの月額利用料 (全額) をご請求させていただきます。
4. ご契約プランを変更される場合には、変更を行う月の当月末までに、変更後プランの初期費用の半額をご請求させていただきます。

第6条 (サポート及びメンテナンス)

1. 本サービスに関するサポートは、土日祝日を除く平日午前10時から午後6時までとします。なお、年末・年始、夏季等の特別休暇について

は、当社規定に基づき定めた上で通知いたします。メンテナンスの日時及び内容については、当社が別途定めるメンテナンス内容に添うものとし、サーバーの停止を伴うメンテナンスにつきましては、事前にお客様へ実施日を通知いたします。

2. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、レンタル機器の性能に障害が発生した場合、当社指定の方法にて速やかにご連絡ください。当社が必要と判断した場合は、保守サービスとして、無償にて修理、またはレンタル機器の交換を行います。
3. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、レンタル機器を損傷、滅失、または紛失した場合、また第7条に定める行為が行われた場合は、修繕に生じた全ての費用、滅失及び紛失の場合は実費及び作業費をご請求させていただきます。
4. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、レンタル機器へのアクセスは保守作業を行うことを目的としてのみ接続を行います。
5. Claris FileMaker に起因する障害・バグなどが発生した場合、本サービスはClaris社のサポートを利用する場合がございます。

第7条（禁止行為）

1. ご利用にあたり、以下の行為を禁止しております。
 - ① 特に定める場合を除き、他の第三者に対し、本サービスの再使用許諾及び貸与あるいは譲渡すること
 - ② Claris FileMaker及びそれに付随するソフトウェア及びデータ以外の設置及び格納
 - ③ 当社及び第三者の設備や通信等の利用、若しくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
 - ④ 法令又は公序良俗に反する行為
 - ⑤ 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為
 - ⑥ 当社の想定する操作以外の行為
 - ⑦ 前各項の他、当社が不適切と判断した行為
2. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、レンタル機器の第三者への譲渡、転貸、また全ての権利を譲渡することはできません。また、レンタル機器内部へのアクセス、設定確認、変更等の行為の一切を禁止しております。
3. 上記行為を当社の許可なく行った場合、直ちに無催告で本サービスの提供を停止し契約を解除できるものとします。

第8条（解約）

1. 本サービスの解約を希望される場合は、当社までその旨ご連絡ください。所定の解約届をお送りしますので、必要事項を記入し、解約ご希望日の30日前までに当社に到着するようお送りください。解約届に記載されている解約希望日にサービスを停止いたします。解約日が月途中の場合でも、解約月の利用料金を全額ご請求させていただきます。
2. 企業認証タイプSSL（独自ドメイン）のオプションサービスをご利用の場合、年度中の解約でもオプション料金の残金の返金はいたしません。また証明書を使用する権利は当社にあり、権利を譲渡することはできません。
3. バージョンアップサポートのオプションサービスをご利用の場合、年度中の解約でもオプション料金の残金の返金はいたしません。
4. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、レンタル機器をご利用の場合、本サービスもしくは拠点間VPNオプションの解約、解除、その他の理由による契約の終了後は、当社の指定する方法にて速やかに返却していただきます。
5. ご利用のファイル及びデータに関しましてはお客様のご責任において解約日までにダウンロードし、保管をしてください。

第9条（秘密保持）

1. お客様からお預かりしたパスワード等の機密情報は、保守作業を行うことを目的としてのみ使用し、適切に管理いたします。
2. 当社は保守作業上必要な場合、またはお客様の依頼に基づく特定の場合を除き、お客様のシステムへのアクセス及びデータを取得しないものとします。
3. 当社は前項で規定する状況において、アクセスして知り得た情報や取得したデータを、第三者へ漏洩することはないものとします。但し、お客様の依頼または承諾に基づく場合、及び法令に基づく開示要請、行政当局もしくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社はお客様の承諾なく、当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
4. 当社よりお客様に提供する秘密情報（URL・ID・パスワード等）は本サービス遂行のためにのみ使用し、他の目的のために一切使用してはなりません。また管理不備などにより秘密情報が漏洩した場合、第10条2項に定める通り当社は責を負わないこととします。
5. お客様および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある者以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、お客様および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（Email等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含む）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該者以外に閲覧等させないものとします。
6. Claris FileMakerに起因する障害・バグなどの対応の為、Claris社のサポート要員が本サービスにアクセスする必要性が生じた場合、当社は事前にClaris社に開示する内容（アクセス範囲、提供する情報等）をお客様にお伝えし、お客様の同意を得た後に、Claris社へ情報を開示できるものとします。

第10条（免責事項）

当社は、次の各項に定める事由によりお客様に発生した損害について、法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

1. 天変地異、法令の制定改廃、暴動、その他不可抗力により生じた損害
2. 当社の故意によらないデータの損失及び漏えい等による損害
3. 本サービスが、お客様の意図した目的に適合しなかったこと（例えば、期待する通信速度やパフォーマンスにそぐわない場合）により生じた損害
4. その他当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害
5. Claris FileMakerの仕様に起因する損害
6. サポートが終了した Claris FileMakerに起因する損害
7. Claris社が提供するトライアル機能またはバグに起因する損害
8. 制約事項に記載の操作を行った場合の損害
9. 当社想定外の操作を行った場合の損害
10. お客様ご利用のファイルに起因する損害
11. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、当社指定のレンタル機器以外の機器を使用した際に、発生した不具合による損害及び不利益による一切の弁済
12. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、レンタル機器の不具合による損害
13. 拠点間VPNのオプションサービスにおいて、お客様によるレンタル機器への損傷、滅失、紛失、またレンタル機器内部へのアクセス、設定確認、変更等に起因する損害
14. 当社が導入しているセキュリティ対策（ネットワーク防御・ウイルス対策等）を持ってしても防ぐことのできない本サービスへの損害
15. Claris社の サポート要員の対応に起因する損害
16. 本サービスで利用しているクラウドサービス（AWS・GMO ALTUS 等）上での問題に起因する損害
17. 本サービスで利用しているネットワーク、並びにご利用者が利用しているネットワークに起因する損害
18. 本サービスで利用しているアプリケーション、サービスに起因する損害
19. モバイル VPN サービスにおけるご利用者が利用しているネットワークに起因する損害
20. お客様が利用している PC、ネットワークや、アプリケーションの操作等に起因する損害
21. Claris社の提示するClaris FileMaker Serverの必要条件を満たしていないプランをお申し込みの場合、Claris FileMakerに起因する損害

第11条（損害賠償）

当社の故意の過失により本サービスが停止し、そのことによりお客様が重大な損害を被った場合については、当社がお客様から受領した月額使用料1ヶ月分を上限として損害賠償の請求に応じるものとします。但し、当社が本サービスの停止を知った日から3か月を経過する日までに、お客様が損害賠償の請求をしなかった場合、お客様はその権利を失うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、現在及び将来にわたって暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力でないことを表明し保証するものとします。
2. 当社及びお客様は、暴力的又は脅迫的な行為、法的な責任を超えた不当な行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し保証するものとします。
3. 当社及びお客様は、前項に定める表明保証に反した場合は、直ちにサービスの提供を停止し契約を解除できるものとします。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本約款に関する訴えにつきましては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第14条（本サービスの廃止）

当社は、業務の都合により、次の各項に定める事由により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、その30日前までにその旨を通知します。

1. Claris FileMaker及び提供サービスのOSや、その他のソフトウェア等のサポートが終了、若しくは将来終了の予定が有る場合
2. その他、何らかの理由により、当社が提供サービスの継続を不可能と判断した場合

第15条（本約款の改定）

当社は、本約款の改定をお客様の承諾なく変更、改訂できるものとします。ただし、変更、改訂する場合にはお客様に対し変更、改訂に関す

る通知を行うものとします。

附則

1. 2020年5月現在 本サービスにてご利用いただけないFileMakerの機能

- ① オブジェクトデータの本サービスサーバー上への参照保存※
- ② インタラクティブコンテンツのプログレッシブダウンロード機能
- ③ Webビューアを利用した本サービスサーバー上のファイルの表示※
- ④ Claris FileMaker WebDirectでのブラウザ上でのインタラクティブコンテンツ再生
- ⑤ 完全アクセス権アカウントにパスワードが設定されていないファイルの公開
- ⑥ 「次のアカウントを使用してログイン」に完全アクセス権アカウントが設定されているファイルの公開
- ⑦ Admin Consoleを利用したスケジュールのインポート・エクスポート
- ⑧ OAuthを利用した認証機能 (FileMaker 16)
- ⑨ Claris FileMaker WebDirectのServerの複数台構成
- ⑩ カスタムweb公開
- ⑪ プログレッシブバックアップ
- ⑫ 起動復元 (ビジネスPlusプランを除く)

※ 本サービスサーバー上以外に保存しているデータは参照可能です。

注) 上記以外に、オンプレミス上の Claris FileMaker Serverにおいて利用できるサービスが、事前に告知することなくご利用できなくなる場合があります。

2. 2020年5月現在 Claris FileMaker Server 19、18、17をご利用の場合、本サービスにてご利用いただけないAdmin Consoleの機能

- ① 自動バックアップ機能 (ミニマムプランを除く)
- ② ODBCの設定変更

3. 2020年5月現在 Claris FileMaker Server 19、18、17をご利用の場合、本サービスの正常動作のため以下Admin Consoleの設定変更を禁止いたします (ミニマムプランを除く)。下記行為を当社の許可なく行った場合、本サービスの提供の停止、もしくは発生した費用をご請求させていただきます。

- ① サーバー名の変更
- ② 起動設定の変更
- ③ 追加のデータベースフォルダの有効化
- ④ バックアップフォルダパスの設定変更
- ⑤ プログレッシブバックアップの有効化
- ⑥ カスタム証明書のインポート、削除
- ⑦ ODBCの設定変更
- ⑧ ライセンス証明書の更新
- ⑨ ユーザーの追加購入
- ⑩ FileMaker Data API 年間制限の追加購入
- ⑪ Admin Consoleにサインインするための外部アカウント設定変更
- ⑫ 外部アカウントの無効化
- ⑬ FileMaker Admin APIを使用したサーバーの設定変更

4. セキュリティや正常運用を保つために、定期的にメンテナンスをおこないます。メンテナンスは以下の内容を原則当社が指定する平日または日曜日午前9時から午後7時の間で実施致します。

【通常の保守作業】

- ・サーバー環境の状態の確認
- ・サーバー環境ログの確認
- ・バックアップの確認
- ・Claris FileMaker Server ログの確認

上記内容を定時に実施いたします。

【サーバーの停止を伴うメンテナンス】

- ・Claris FileMaker Server のアップデート
- ・当社サービス運用に必要な、セキュリティパッチ等のインストール
- ・サービス運用環境のチェック/メンテナンス
- ・サーバー再起動

上記内容を3ヵ月から6ヵ月に1度実施いたします。

5. 2020年5月現在 FileMaker Cloud for AWSをご利用の場合、本サービスの正常動作のため以下のAdmin Consoleの設定変更を禁止いたします（ミニマムプラン）。下記行為を当社の許可なく行った場合、本サービスの提供の停止、もしくは発生した費用をご請求させていただきます。

- ① インスタンスのRefreshの実行
- ② Local Time Zone の変更
- ③ 管理者ID/Pass（Email Address/Password）の変更
- ④ カスタム証明書のインポート
- ⑤ ODBC Sourceの設定
- ⑥ インスタンスタイプの変更
- ⑦ ストレージサイズの変更
- ⑧ Delete Stackの実行
- ⑨ アップデートの適用
- ⑩ セキュリティパッチの適用
- ⑪ アップグレードの適用

本約款中の「Claris FileMaker Pro」表記には、「FileMaker Pro 18 Advanced」「FileMaker Pro 17 Advanced」「FileMaker Pro 16 Advanced」「FileMaker Pro 16」を含みます。

本約款中の「Claris FileMaker Server」表記には、「FileMaker Server 18」「FileMaker Server 17」「FileMaker Server 16」を含みます。

本約款中の「Claris FileMaker WebDirect」表記には、「FileMaker WebDirect」を含みます。

この約款は、2017年5月2日から発効します。

改定履歴

- ・ 2017 年 5 月
- ・ 2018 年 5 月
- ・ 2018 年 7 月
- ・ 2019 年 5 月
- ・ 2020 年 5 月